

平成29年11月20日

入札通知書

(入札説明書)

社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
理事長 桐澤芳典

社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会「しうんじ省エネルギー事業（国土交通省・平成29年度既存建築物省エネ化推進事業）」について指名競争入札に付します。

1. 契約者

社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
理事長 桐澤芳典

2. 担当窓口

社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
特別養護老人ホームしうんじ 事務室
担当職員 九原 長之
〒957-0232 新潟県新発田市真野原外3331番地2
電話 0254-41-4700 F A X 0254-41-2588
電子メール honbu@shiunji.or.jp
ホームページ <http://shiunji.or.jp/wordpress/>

3. 概要等

(1) 件名

しうんじ省エネルギー事業
(国土交通省・平成29年度 既存建築物省エネ化推進事業)

(2) 工事概況

工事仕様書の内容及び国土交通省・平成29年度既存建築物省エネ化推進事業要綱による各種申請・報告事務代行業務

(3) 施工場所

社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会 特別養護老人ホームしうんじ
〒957-0232 新潟県新発田市真野原外3331番地2

(4) 施工期限

平成30年9月30日（日）

※但し、落札業者と打合せの上、正式工期を決定します。

※なお、工事完了後から平成33年3月末までのエネルギー消費に関する実績報告事務を行っていただきます。

4. 配布資料

(1) 入札通知書（入札説明書）

- (2) 入札書、再入札書
- (3) 委任状
- (4) 工事仕様書
- (5) 図面（空調・給湯・照明・天井裏断熱配置図、空調配管系統図、新旧機器一覧表）

5. 入札に関する質問と回答等

- (1) 入札説明書等入札関連書類については質問がある場合は、次に従い質問書(任意様式)を提出すること。
 - ア) 提出期限
平成29年11月28日(火) 午後5時00分まで
 - イ) 提出場所
3. に示す担当窓口
 - ウ) 提出方法
持参、郵送、FAX又は電子メールにより行うこととする。
※郵送による場合は提出期限に必着のこと。
- (2) 質問に対する回答は随時、入札参加者すべてにFAXにより通知する。
- (3) 本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問書については、回答しない。
- (4) 入札後、入札関連書類に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 現場説明会は行いませんので、施工場所の現場確認は随時受け付けます。

6. 入札方法等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
 - ア) 日時
平成29年11月30日(木) 午後4時10分から
 - イ) 場所
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
特別養護老人ホームしうんじ 会議室
〒957-0232 新潟県新発田市真野原外3331番地2
電話 0254-41-4700 FAX 0254-41-2588
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札書(様式1)の提出は持参によるものとし、それ以外の方法は認めない。なお、入札時には身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)を持参すること。
- (4) 入札金額は、当該契約に係る諸経費を含めた総額とする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封筒に封入の上、入札担当職員の指示に従い提出すること。
- ア) 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。
 - イ) 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状(様式2)を持参の上、代理人氏名及びその者の印。
- (7) 一旦提出された入札書は、引換え、変更又は取消をすることはできない。
- (8) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消すこととする。
- ア) 入札参加資格のない者が提出したもの。
 - イ) 入札金額が訂正してあり、訂正の為の印が押されていないもの。
 - ウ) 誤字、脱字、汚れ等により、文字が不明瞭なもの。
 - エ) その他入札説明書等において示した条件等に違反するもの。
- (9) 入札者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。
- (10) 開札は、入札者又はその代理人、契約担当者、当法人役員及び職員の立会いにより行う。
- (11) 入札場には、(10)に記載した者以外の者は立ち入ることはできない。
- (12) 入札者又はその代理人は、特別な事情がない限り、指示があるまで入札場を退場することはできない。
- (13) 落札者の決定は次の方法により行う。
- ア) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ) 落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
 - ウ) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。なお、再入札の回数は1回とする。
 - エ) 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了し、入札金額の最も低い者から順次随意契約の交渉を行う。
随意契約の交渉における見積回数は2回を限度とする。
なお、予定価格の変更は行わない。
- (14) 入札保証金及び契約保証金
いずれも免除する。
- (15) 工事金支払条件
着手・中間・完工を原則とし、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払い。
※但し、金額割合は落札業者と打合せの上、決定します。

以上